



扉 国内災害

仁茂田芳枝 1



まなぶということ

西澤 清 2



詩 ここにある現実 2

里 檀 4

特集

たりないもの

求められる権力の説明責任

横田昌三 6

職場で足りないもの 「労働者意識」

真壁一郎 10

真つ向サービスの企業と労組に足りないもの

竹山 徹 12

足りないのは 資本主義の総括

渡 恒之 15

足りないものは ジェンダーに敏感な視点 ひぐちのりこ 17

日本のうしろ 世界のうしろ

マイナンバーカードを使わせたい政府のねらい 鹿倉泰佑

百貨店で61年ぶりのストライキ 菅原修一 19

辺野古新基地 最高裁の不当な判決 木村辰彦

国家と教育 7 現代の教育目的と教育政策 谷口 聡 30

憲法 22 辺野古問題 北川鑑一 34

職場の法律相談 チェック・オフ協定の一方的な廃止 古田典子 52

第2特集 ラジオ体操 その歴史と文化的発展 佐々木浩雄 55

誌上学習会『イギリスにおける労働者階級の状態』11 諸結果 60

◆ 働く現場から	39	◆ 中国観看	50
◆ キャラバンサライ	40	◆ 情報BOX	64
◆ スポーツ時評	42	◆ 北から南から	65
◆ 世界はいま	44	◆ センターと	68
◆ 経済を知ろう!	46	◆ みなさんをつなぐ	
◆ 数字を疑え	48		

カット＝野崎安希子

まなぶということ

時短だけでは解決しない
改善すべきは教育労働の質

西澤 清

50年前、給特法は日教組では単組の意見がまとまらず否決と思われていた。しかし、中央委員会採決の朝、会場に入ると壇上が新左翼の人たちに占拠されていた。「これで否決の道は閉じた」。私は直感的に思った。あおりで「賃金・時短基本方針」は提案もされなかった、この「暴力」が現在の教員にブラック労働をもたらしている。

今年8月に中教審特別部会は、危機的な状況改善のため緊急提言をまとめた。しかし、提言は、「登下校対応」など教員に押し付けられた業務排除だけであり、現状の改善には程遠い。それは答申が「教育労働の質」に触れていないからだ。労働は「量」と「質」とで成り立っており、量は、労働時間で量られ、「時短」運動は量削減である。

「質の向上」とは、「労働疎外からの解放」だ。それは労働に「自主性・立性」を持たせることである。先ず、教員の労働時間の量り方を「授業のコマ数」を基本とするものに切り替えることだ。

改善は、教員の持ちコマ数削減から始める。勤務時間（学校滞在時間）は「子どもたちが学校にいる時には教員もいる」ことを原則にすべきだ。学校外勤務を認め、労働時間相当の「自主研修」を勧める。初等・中等教育ではシラバスは必要ないから「進度表」「授業報告」などの義務化はやめる。

労基法は人間が生きていくギリギリの労働時間を労使の力関係で定めたものである。「労働の質」を問わない運動は、給特法以前への回帰に過ぎない。

だが、教員にも使用者（公立の場合自治体）がいる。だからすべての労働力は、教員の思うままに使えない。せめぎあいになる。したがって、教員の自立と職場の支え合い・団結・保護者の理解が必要だ。

いままでも中教審答申で教員の労働量は増え続けた。答申には不要な業務削減か定数予算増も付けるべきだ。

（日教組元副委員長）